秋の全国交通安全運動

運動実施期間

令和8年9月21日(月)▶9月30日(水)

運動重点

- 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

守ろうよ　一旦停止で　歩行者を

▶令和8年度交通安全年間スローガン
シニアの部（最優秀作）
和歌山市　多鹿　勇　様

▶わかやま交通安全ポスターコンクール2025（優秀賞）
和歌山市立和歌山高等学校　横井　佑翔　様

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

サイン＋サンクス運動にご協力ください！

横断歩道は歩行者が優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

歩行者は横断歩道を渡る前に、左右の安全を確認し、手を上げて運転者に横断歩道を渡ることを伝えましょう（サイン）。

そして、停止してくれた運転者には、ありがとうの気持ちを会釈などで伝えましょう（サンクス）。

反射材等を着用しましょう！

反射材用品や、LEDライト、明るい目立つ色の服装等を着用することで、自動車等運転者に視認されやすくなります。

交通事故に巻き込まれないように積極的に反射材用品等を活用しましょう。

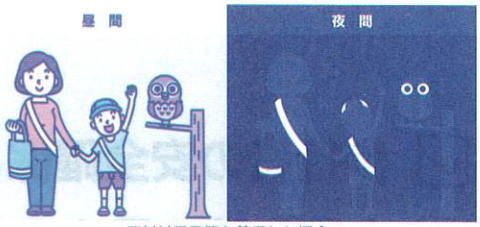

反射材用品等を着用した場合

夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

夕暮れ時以降は早めのライト点灯を！

秋は夕暮れ時から夜間（日の入り後１時間）における横断中の死亡事故が多くなる傾向にあります。

運転者は早めの前照灯の点灯と、夜間の対向車がいない状況時のハイビームを活用しましょう。

飲酒運転は犯罪です！

家庭、職場、飲食店等の地域ぐるみで

「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」

環境作りを行いましょう。

ながらスマホは交通違反です！

運転中のスマートフォン等の通話や画面注視は交通事故につながりますので絶対にやめましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車も特定小型原動機付自転車もヘルメットを着用しましょう！

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約５割が頭部に致命傷を負っています。

交通事故の被害を軽減するためにも、ヘルメットを着用し、頭部を保護しましょう。

自転車保険に加入しましょう！

自転車事故で相手にけがを負わせた場合、加害者に対して高額な賠償金の支払いが命じられるケースがあります。あなたと被害者を守るため、事故を起こしてしまった時に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。　※和歌山県では条例を制定、自転車保険の加入を努力義務としている。

交通反則通告（いわゆる青切符）制度がはじまりました！

令和８年４月から、16歳以上の交通違反に対して、交通反則通告（いわゆる青切符）制度が適用されています。自転車利用時は交通ルールを守って、安全運転を心がけましょう。

和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会

VEGETABLE OIL INK